

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成31年3月28日(木) 午前9時30分から午前11時00分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員 欠席：16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席17名、欠席1名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、3番原安義委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員 欠席：14番小池憲夫委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席34名)</p>
出席職員	池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	8番 委員
	10番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.37～No.42 6件

報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて

No.32～No.38 7件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.79～No.96 18件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について

No.56 1件

報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて

No.820 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3033～No.3035 3件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

No.4007～No.4008 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5057～No.5064 8件

議 第4号 農用地利用集積計画案について

No.536～No.590 55件

議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.54～No.57 4件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、8番荻野輝道委員及び10番伊藤眞一委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p>
議長	<p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 37番根知地区の件ですが、東中地内の4筆228㎡について、雑種地になっております。 38番根知地区の件ですが、東中、根小屋地内の7筆494.91㎡について、住宅敷地になっております。 39番根知地区の件ですが、東中地内の1筆73㎡について、住宅敷地になっております。 40番根知地区の件ですが、東中地内の1筆187㎡について、井戸・ポンプ小屋敷地になっております。</p>

	<p>41 番小滝地区の件ですが、山之坊地内の1筆 263 m²について、山林原野になっております。</p> <p>42 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の6筆 5,952 m²について、ブロック製作ヤード敷地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください</p> <p>32 番下早川地区の件ですが、上覚地内の11筆 4,917 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>33 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆 807 m²について、高齢のため休耕するものです。</p> <p>34 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆 116 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>35 番西海地区の件ですが、来海沢地内の4筆 312 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>36 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆 518 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>37 番今井地区の件ですが、中谷内、大谷内地内の8筆 1,488 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>38 番能生谷地区の件ですが、指塩、柱道地内の6筆 3,014 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 2番片山委員	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>32 番の件ですが、農地がどのような状況かわかりませんが、私たちのような中山間地を耕作しているものからとってみればすごく条件が良いところだと思いますが、耕作する人がいないのか、そこのところを教えていただきたいと思います。</p>

木島係長	申請人は昭和40年ごろから耕作していなかったもので、現在、耕作放棄地となっており、なかなかそういうところで新しく借りて耕作するという方もおられないということで、休耕するということです。
2番片山委員	ここは山間地ですか。
木島係長	はい、山間地です。圃場整備もしていないところです。
2番片山委員	33番の農地ですが、付近では地元農業者が圃場を大きくしたりして頑張っておられますが、そういうところにはあまり関わらないのですか。休耕しても問題はないところなのか、場所的にどうでしょうか。
5番園田委員	33番ですが、所有者は昨年御病気で体調を崩されて、今は農業をできなくなったということで、基本的には今年は休耕にし、できるようなら誰か探してやるような形でやっていこうと思われているようです。
2番片山委員	借りられる方がおられれば、このままでも借りられると思いますが、田を耕すなり保全管理をするように所有者にアドバイスしてください。
議長	その他、ご意見ございませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
木島係長	説明いたします。5頁をご覧ください。 79番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,823㎡について、自作するため解約します。 80番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,560㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 81番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目、3丁目地内の4筆2,294㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 82番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の4筆3,766㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 83番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の2筆451.06㎡につ

いて、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

84 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の3筆1,865㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

85 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の5筆1,799㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

86 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の2筆1,950㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

87 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の1筆518㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

88 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆733㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

89 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆2,668㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

90 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆919㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

91 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆1,237㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

92 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆1,062㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

93 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の2筆1,759㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

94 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆770㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

95 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆959㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

96 番今井地区の件ですが、大谷内地内の3筆1,555㎡について、自作するため解約します。

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長

議長

<p>議長 木島係長</p>	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。説明いたします。9頁をご覧ください。 56番糸魚川地区の件ですが、柱道地内の5筆6,538㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。柱道、指塩地内の6筆3,014㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 木島係長</p>	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて> 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>820番大和川地区の件ですが、厚田地内の3筆1,499㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道正山線沿いの場所になります。田を嵩上げし、農作業の効率化を図りたいものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。 日程第3＝付議事項</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。 説明いたします。11頁をご覧ください。 3033番下早川地区の件ですが、上出地内の2筆1,822㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は市道上出線付近の場所です。譲渡人は、居住地から遠く耕作に不便なことから、申請地近くで農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3034番大和川地区の件ですが、田伏地内の6筆225㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は市道平右エ門線付近の場所になります。譲受人は、居住地から遠く耕作に不便なことから、申請地近くで農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3035番西海地区の件ですが、水保地内の1筆307㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は市道御前山線付近の場所になります。譲受人は、居住地から遠く耕作に不便なことから、申請地近くで農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、西海地区の10a超の耕作</p>
--------------------	--

<p>議長</p>	<p>面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>4007番大和川地区の件ですが、田伏地内の1筆135㎡について、車庫及び住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.5をご覧ください。申請地は市道平右エ門線近くの場所になります。申請人は、平成15年に既に建物を建築しましたが、手続きを取っていないことが判明したため事後申請するものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当します。</p> <p>4008番西海地区の件ですが、水保地内の1筆23㎡について、墓地敷地のため転用したいものです。地図のNo.6をご覧ください。申請地は市道井沢山中線沿いの場所になります。申請人は、平成18年に既に墓地を移設したが、手続きを取っていないことが判明したため事後申請するものです。農地の区分は、カ(ア)（山間地域に点在する農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 小林主査</p>	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。 説明いたします。13頁をご覧ください。 5057番下早川地区の件ですが、谷根地内の4筆476.91㎡について、建設資材置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は農道広域農道上覚谷根線近くの場所です。申請人は鉄骨・鉄筋工業及び土木事業を営んでおり、土木事業に使用する土砂等の置場が不足しているため、申請地を譲り受け建設資材置場としたいものです。農地の区分は、カ(ア)（山間地域に点在する農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5058番大和川地区の件ですが、田伏地内の1筆356㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は市道横道東線沿いの場所です。申請人は、現在両親と妻、子と同居しているが手狭となったため、申請地を譲り受け、住宅敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a)（道路要件：市道横道東線（幅員5m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に大和川小学校といくみ保育園がある。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5059番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆238㎡について、住宅敷地のための永年の使用貸借権設定です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は市道桜ヶ丘南7号線沿いの場所です。申請人は、子供の出生を控え、現在の住まいでは手狭となるため、申請地を譲り受け、住宅敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-c（土地区画整理事業の施行区域内である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5060番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆644㎡について、</p>
--------------------	---

住宅敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は市道桜ヶ丘9号線沿いの場所です。申請人は、環境の良い申請地を建売住宅用敷地として購入し、業務の拡大を図りたいものです。農地の区分は、エ-(ア)-c(土地区画整理事業の施行区域内である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5061 番西海地区の件ですが、粟倉地内の1筆361㎡について、土砂仮置場のための9か月間の賃借権設定です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。申請人は、釜沢用水路改修工事のため、申請地を借り受け残土置敷地としたいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c(農用地区域内の一時転用である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5062 番糸魚川地区の件ですが、東寺町3丁目地内の3筆967㎡について、集合住宅敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.12をご覧ください。申請地は市道姫御前道2号線沿いの場所です。申請人は、環境がよく交通面でも便利な申請地に、集合住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)(都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5063 番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆327㎡について、住宅敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.13をご覧ください。申請地は市道中斷道線沿いの場所です。申請人は、現在市営住宅住まいであり、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)(都市計画法の用途地域、第一種中高層住宅専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5064 番糸魚川地区の件ですが、南寺町3丁目地内の2筆209㎡について、住宅敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.14をご

	<p>覧ください。申請地は市道東神領3号線沿いの場所です。申請人は、大阪から転入し、現在は市内にある実家住まいであるが、通勤に便利な申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
<p>議長 2番片山委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5057番の件ですが、もうすでに資材置場になっていますし、事後申請のような気もするのですが、その解釈の仕方はどうでしょうか。</p>
<p>小林主査 2番片山委員</p>	<p>現地確認をしたときに、雪もあったものですから、全ての部分が出ていなかったのので、概ね今出ている部分が対象農地ということで確認をしてきたところであります。周りに資材が少し積んでありましたが、まだ使っていないということで確認しました。</p> <p>現況が元々荒れているところだったので特に問題があるわけではないのですが、譲り受け人が先に資材を積まれていて、後で申請するというのはあまりよろしくないのではないかと。図面から見てもすでに敷地であります。そういった考え方では困ります。</p>
<p>小林主査 議長</p>	<p>許可書を出すときに一言付け加えてお渡ししたいと思います。</p> <p>その他、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第4号 農用地利用集積計画案について、説明を求めます。</p> <p>このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが5件ございます。まず、米原委員の案件を先に審議しますので、米原委員、退席をお願いします。</p> <p>〔米原委員退室〕</p>

議長 伊藤主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。20 頁をご覧ください。 564 番糸魚川地区の件ですが、南寺島 1 丁目地内の 1 筆 388 m ² について、借り受けて規模拡大を図るものです。 565 番糸魚川地区の件ですが、南寺島 1 丁目地内の 3 筆 2,668 m ² について、借り受けて規模拡大を図るものです。 566 番糸魚川地区の件ですが、南寺島 1 丁目地内の 1 筆 919 m ² について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔米原委員入室〕
議長	次に加藤委員の案件を審議します。加藤委員、退席をお願いします。 〔加藤委員退室〕
議長 伊藤主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。21 頁をご覧ください。 567 番根知地区の件ですが、大工屋敷地内の 1 筆 1,198 m ² について、更新するものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔加藤委員入室〕
議長	次に小島委員の案件を審議します。小島委員、退席をお願いします。 〔小島委員退室〕
議長 伊藤主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。22 頁をご覧ください。 572 番磯部地区の件ですが、徳合地内の 1 筆 167 m ² について、借り

議長	<p>受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔小島委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。19頁をご覧ください。</p> <p>536 番下早川地区の件ですが、道明地内の1筆220㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>537 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆2,963㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>538 番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆4,780㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>539 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,114㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>540 番上早川地区の件ですが、大平地内の4筆1,933㎡について、更新するものです。</p> <p>541 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆3,952㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>542 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の6筆4,952.17㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>543 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の3筆3,082㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>544 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,560㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>545 番大和川・西海地区の件ですが、大和川、羽生地内の8筆1,599.32㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>546 番西海地区の件ですが、川島地内の2筆686㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>547 番西海地区の件ですが、川島、成沢地内の2筆3,846㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>

548 番西海地区の件ですが、川島、成沢地内の2筆5,419 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

549 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆5,109 m²について、農地売買支援事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

550 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆1,237 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

551 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆1,062 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

552 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の2筆1,759 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

553 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の6筆2,959 m²について、更新するものです。

554 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の8筆3,739 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

555 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆463 m²について、更新するものです。

556 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆733 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

557 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の2筆451.06 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

558 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の5筆1,799 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

559 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の2筆1,950 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

560 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆1,657 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

561 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の4筆3,766 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

562 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の3筆1,865 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

563 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の1筆518 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

568 番根知地区の件ですが、山口地内の8筆6,363 m²について、借

り受けて規模拡大を図るものです。

569 番根知地区の件ですが、山口地内の3筆3,791 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

570 番根知地区の件ですが、山寺地内の3筆177.36 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

571 番今井地区の件ですが、頭山地内の1筆353 m²について、更新するものです。

573 番磯部地区の件ですが、徳合地内の10筆3,443.91 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

574 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆2,513.50 m²について、更新するものです。

575 番能生地区の件ですが、能生・大平寺地内の4筆2,443 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

576 番能生谷地区の件ですが、島道地内の3筆1,520 m²について、更新するものです。

577 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の3筆7,490 m²について、更新するものです。

578 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の2筆370 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

579 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の6筆635 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

580 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆274 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

581 番能生谷地区の件ですが、須川地内の11筆3,433 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

582 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆2,301 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

583 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆5,770 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

584 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆768 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

585 番能生谷地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,652 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

	<p>586 番能生谷地区の件ですが、中川原新田地内の2筆1,484 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>587 番西海地区の件ですが、市野々地内の7筆5,692 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>588 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,593 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>589 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆959 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>590 番大野地区の件ですが、大野地内の6筆2,289 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p>
<p>議長 6 番松澤委員 伊藤主査</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>557 番から 563 番の借受人ですが、会社員でありながら規模拡大ということで今後は農業の拡大をしていく予定の方ですか。</p>
<p>6 番松澤委員</p>	<p>この農地は元々、Aさんがやれていた農地で、米原委員を中心に地区で調整していただいて、借受人も元々寺島の方でも耕作していたのでお願いしてこの部分を受け持っていたということですが。</p>
<p>7 番米原委員</p>	<p>将来的に糸魚川の担い手になっていくのかなと感じますし、とてもありがたいですね。</p>
<p>2 番片山委員</p>	<p>付け加えさせていただきます。この借受人は寺島に実家があり、跡継ぎとして農業をやられていて、そこで規模拡大してやっていくということです。</p>
<p>議長</p>	<p>もうひとつ付け加えさせていただきます。この借受人は下早川の集落協定の役員もやられていて、主に梶屋敷周辺の農地の管理を一生懸命やられておられます。農業も面白いということで意欲的に取り組んでおり、これから規模拡大して農地が増えると喜んで頑張っておりますので、将来的にも期待できる方です。</p>
<p>議長</p>	<p>この他、ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p>	<p><議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について事務局の説明を求めます。 このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。原委員の案件を審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>〔原委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。28頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>54番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の4筆4,136㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>〔原委員入室〕 次に園田委員の案件を審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>〔園田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。29頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>57番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,038㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>〔園田委員入室〕 この他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。28頁をご覧ください。</p>

議長	<p>55 番西海地区の件ですが、市野々地内の7筆5,692 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>56 番大野地区の件ですが、大野地内の10筆4,841 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について ・4月26日（金）定例総会</p> <p>イ その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>